

平成十二年政令第四百七十二号

児童虐待の防止等に関する法律施行令

内閣は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、児童虐待の防止等に関する法律（以下「法」という。）第十六条

条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十四条の二十六第一項に定めるところによる。

〔兒童相談所設置法の特例〕 第二十五条（昭和二十一年法律第六百四十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置規則（以下「児童相談所設置規則」という。）において、法第十六条の規定により、児童相談所設置規則が処

理する事務は、法の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。この場合においては、法中都道府県に関する規定は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市

に適用があるものとする。

3 第一項の場合においては、法第十三条の二中「市町村」とあるのは、「当該児童相談所設置市以外の市町村」とする。

(施丁期日) 附則抄

1 「暴力団退治法」の政令は、法の施行の日（平成十二年十一月二十日）から施行する。

附 則（平成一七年一月二十四日政令第三五〇号）

第一条 (施行期日)
この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

(許可、認可、措置等の効力)

第二条 本政令の施行の実際による効力を有する都道府県知事又は都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関であつても、この政令の施行に付随して、(以下「都道府県知事等」といいう。)が行つた許可、認可、措置等の処分その他これらに付随する行為を除く。(以下「都道府県知事等」といいう。)が行つた許可、認可、措置等の処分その他の

児童相談所設置市の市長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施

行日以後においては、当該児童相談所設置市の市長等の行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の市長等に対して行つた許可、認可、措置等の中請その他の行為

則（平成二八年八月一八日政令第二八四号）抄

(施行期日) _____

1
この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。
付則(平成二十九年九月九日文部省令第二二三号)
少

（施行期日）
（西暦）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(施) 令和三年十一月一日
明治三十九年十一月一日
抄

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。